農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方

まずは、農業委員会へご相談ください ！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作

すること

・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと

・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること

・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること

・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解 除条件付契約書などの要件があります）。

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：５０ａ、北海道：２ｈａ）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：５０ａ、北海道：２ｈａ）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

阿賀野市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

|  |  |
| --- | --- |
| 地 域 | 下 限 面 積 |
| 市 内 全 域 | ５０ａ |

 〔特例措置の別段面積を設定しない理由〕

2010年世界農林業センサス結果と平成22年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況 調査の結果、管内の遊休農地率は低い現状であるため、旧安田町「小松地域（旧下条村）」も含め、阿賀野市全域において、別段の面積を設定しない。

○ 農地法第３条許可事務の流れ

・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

・ 阿賀野市農業委員会では、毎月の１０日(１０日が休業日の場合は、翌業務日)の申請書締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間を２５日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

＊申請の流れ＊

　　　　　　　　　　　　　　 ※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話にてご連絡を

申請についての相談

お願いします。 ［住所：阿賀野市山崎77番地　 TEL：0250-62-2420］

　　　　　　　　　　　　　　 ※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にもあります）をご記入

申請書の記入

いただきます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受ける

ことができます。（解除条件付契約書などの要件はあります）

※ 記入に当たっては別紙記入例をご参照ください。

※ 申請内容により必要書類が異なります。

必要書類の入手

別添の必要書類一覧表をご参照ください。

 　　　　 ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可に時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前に

申請書提出前の再確認

もう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

　　　　　　　　　　　　　　　※ 農業委員会事務局へ直接ご提出ください。

申請書の提出／受付

※ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の

交付までの流れをご確認ください。

＊許可の流れ＊　（毎月の10日の申請書締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間は25日です。）

申請書の提出／受付

　　　　　　　　　　　　　　　※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に

申請内容の審査

適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたしま

す。また、現地調査を行います。

農業委員会総会（部会）

※ 農業委員会総会（部会）で許可・不許可についての農業委員会

の意思決定を行います。

 ※ 総会（部会）終了後、ハガキでお知らせしますので、ご足労を

許可書の交付

おかけしますが農業委員会事務局までお越しください。